

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	重度心身障がい者医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、重度心身障がい者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	重度心身障がい者医療費助成に関する事務			
②事務の概要	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年菊池市条例第129号)に基づき、重度の心身障がい者に対して、福祉の増進を図るため医療費の一部を助成する事務を行う。 ① 受給資格者認定申請の受付 ② 受給資格者の認定 ③ 受給者証の交付 ④ 医療費助成の申請受付 ⑤ 医療費助成金の支給及び返還 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ① 所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ② 転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③ 転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④ 医療保険情報照会 ⑤ 障害者手帳情報照会			
③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
重度心身障がい者医療費助成情報ファイル、口座管理情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供) 情報ネットワークシステムによる情報連携は行わない (情報照会) 番号法第19条第9号			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部 福祉課 障がい福祉係			
②所属長の役職名	福祉課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 福祉課 0968-25-7213
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。住基ネット照会によるマイナンバー取得は行わず、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース登録について人手を介在させる作業があるが、複数人での確認を行ったうえで上長の決裁を受けており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は登録制となっており、ICカードとパスワードによる認証によってアクセスが限定されている。使用する端末から離れるときはICカードはリーダーから外し、また、アクセスログを記録することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I1. ③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年3月10日	I3. 法令上の根拠	(略) 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	(略) 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条	事後	
令和4年3月10日	I 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	記載なし	<情報照会事務> 1. 番号法 第19条第8号 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 <情報提供事務> 情報ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅳ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月3日時点	事後	
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法 第19条第8号 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 <情報提供事務> 情報ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	(情報提供) 情報ネットワークシステムによる情報連携は行わない (情報照会) 番号法第19条第9号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年2月3日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業 Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	